

下水道水洗化についてのお知らせ

鏡野町では、住みよく快適な暮らし、河川や水路など水環境の向上を実現するため、下水道の整備を進めています。

下水道施設は、各家庭や事業所の接続により初めて効果を発揮します。接続には自己負担が必要ですが、供用開始区域の皆様には、できるだけ早い接続をお願いいたします。

○補助金制度

下水道が整備され、使用開始日（供用開始日）より3年以内に接続工事を行われた方には、以下の項目に該当する場合において、排水設備事業費補助金が交付されます。

- (1) 生活世帯であること。（工場、アパート等は補助対象外）
- (2) 鏡野町が指定する排水設備指定工事店で、工事の申請並びに、工事を実施された方。

○受益者負担金（分担金）の額

下水道が整備された区域では、土地のもつ利用価値が上昇するなど特定の方に受益があります。そこで、建物の所有者の方に建設費の一部を『受益者負担金（分担金）』として一度限り負担していただくものです。

※補助金交付額、受益者負担金（分担金）の額は、地区により異なります。

最寄りの振興センターか、上下水道課までお問い合わせ下さい。

○排水設備工事の申請について

依頼者は、排水設備指定工事店に直接、見積り及び工事の申込みを行っていただきます。工事の申請は、指定工事店が皆様にかわって手続きします。

○水洗化により得られる効果

水洗化により、河川や水路の水環境がよくなります。また、水洗便所が使えるようになり、生活環境の向上につながります。

※使用開始区域、公共下水道認可区域以外の地区では、合併処理浄化槽の設置を推進しています。



上齋原地域（本村処理区、赤和瀬処理区、遠藤処理区）及び、奥津地域公共下水道（奥津・奥津川西処理区）では、平成21年3月31日で、排水設備事業費補助金の交付期限が終了します。

また、受益者負担金（分担金）の額も増額となりますので、早めの接続をお願いします。

■ 下水道についてのお問い合わせは

- | | |
|------------------|---------------|
| ・鏡野町上下水道課 | ☎0868-54-0001 |
| ・上齋原振興センター 地域振興課 | ☎0868-44-2111 |
| ・奥津振興センター 地域振興課 | ☎0868-52-2211 |
| ・富振興センター 地域振興課 | ☎0867-57-2111 |